

複線区間の道路区域変更告示について の検討

国土交通省 中国地方整備局 道路部 路政課

1. はじめに

道路区域に関する告示手続については、「路線認定、区域決定及び供用開始等の取扱いについて」（昭和29年11月17日建設省道発第416号道路局長通達）、一般国道の指定区間については、「指定区間内一級国道等の区域変更及び供用開始等に関する告示申請書の取扱いについて」（昭和37年4月10日道路発第14号道路局路政課長通知）等が定められ、詳細については、各道路管理者で要領を定める等して運用されています。

当地整では、近年整備の進んでいる高規格の道路（国道9号バイパスとして整備中の山陰道等）は、ほぼ全線にわたり現道部と新道部とが並行し、区域変更関係書類の作成にあたり、区域変更する部分のみならず、現道区間及び新道区間の延長、幅員、起点・終点の地番の確認を行う必要がありますが、どこを区域変更の起点・終点とするか悩みながら処理しているところです。

そこで、今回、わかりやすい告示の表示の観点から、「複線区間」（同一路線が現道部と新道部に分かれている区間）の区域変更について、事例とその課題について紹介したいと思います。

2. 現状

この告示内容を見て、具体的にどの部分の道路区域が変更されたと思いますか。

○中国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成21年12月22日から二週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日 中国地方整備局長

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 九号
- (三) 道路の区域

区 間 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻144番1から同県西伯郡大山町田中字屋敷下通934番2まで

変更前

A：敷地の幅員 11.50～78.80メートル 延長 11.293キロメートル

B：敷地の幅員 22.50～563.00メートル 延長 12.284キロメートル

変更後

A：敷地の幅員 11.50～78.80メートル 延長 11.293キロメートル

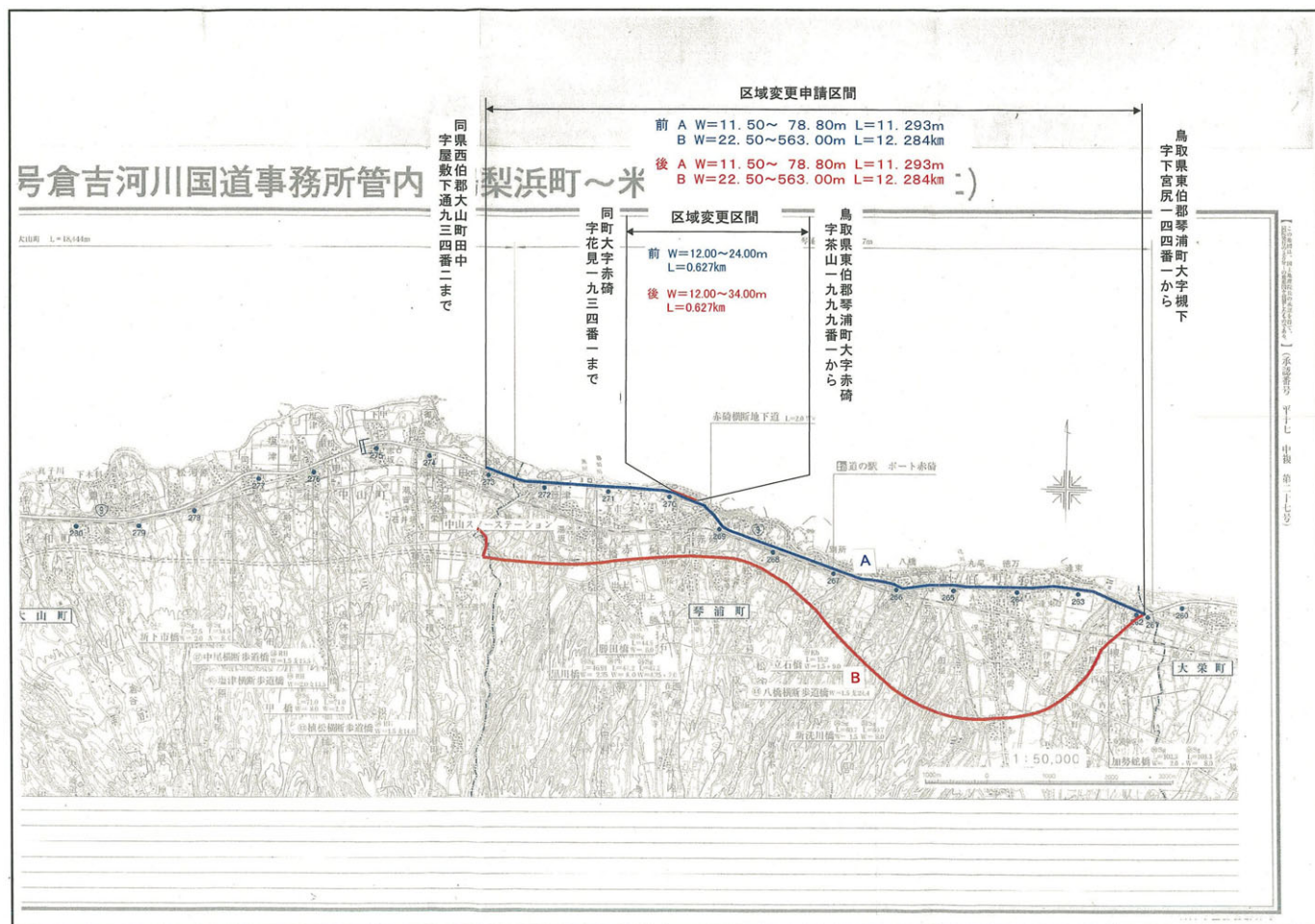
B：敷地の幅員 22.50～563.00メートル 延長 12.284キロメートル

備考 上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所 中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

延長を見ても幅員を見ても変更前と変更後が同じで、どこが変更されたのかよくわかりません。

縦覧図面の位置図を見ると、「区域変更区間」というものが旗あげされており、複線区間の現道部での幅員変更（最大、最小幅員の変更を伴わないもの）であることがわかります。



ここまでの内容で、「なぜ、実際に区域変更した部分を区域変更告示に表記しないの？」との疑問がわいてきます。

一般国道の指定区間については、「指定区間内の一級国道等の区域変更及び供用開始等に関する告示の申請書の取扱いについて」（昭和37年4月10日道路発第14号道路局路政課長通知）で、複線区間での区域変更は複線区間全体の区間を表示することになっています。

この理由について書かれたものを調べてみましたが、『指定区間内一般国道等の区域変更に関する告示にあたっての区間の取り方は、（略）複線においてはそれぞれの分岐点を起点、終点としてその間の変更内容を告示することとしている。これは、現道又は新道に区分することなく、路線を一単位とすることを基本としたものである。』（「道路管理事務担当者会議質疑応答集」（加除式）ぎょうせい（編集：道路管理事務研究会）P155）との記述くらいしか見当たりませんでした。



区域変更の公示は、道路の区域を表示した縮尺千分の一以上の図面を一般の縦覧に供することになっており（道路法第18条第1項、法施行規則第2条）、一般の縦覧に供されることを考慮すると、告示を見れば区域変更区間がどこなのかよりわかりやすく表示される方がよいのではないのでしょうか。

実際に縦覧図面を閲覧に来られるケースはまだ少ないのですが、近年開示請求等で図面の写しの交付を求めるケースも増えてきており、よりわかりやすい告示表示にする必要性も高まってきているのではないかと思います。

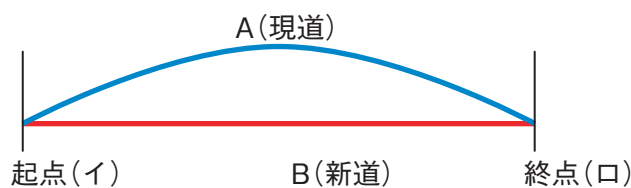
3. わかりやすい告示表示に向けた検討

区域の変更の場合、変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長を表示することとなっています。（法施行規則第2条）

複線区間の告示について、複線区間全体を告示の起点、終点と表示するのではなく、実際に区域変更を行う区間の起点、終点を表示すべきではないかとの意見は以前からあります。

では、実際に区域変更を行う区間（区域変更区間）の方を表示することとした場合、どんな課題が考えられるのでしょうか。

(ケース1) 新道を建設し、複線にする場合



例 (従来の告示)

区間 (イ) から (ロ) まで

変更前 A W= 8.00 ~ 10.00m L=2.500km

変更後 A W= 8.00 ~ 10.00m L=2.500km

B W=20.00 ~ 30.00m L=2.000km

例 (実際に変更のある部分を告示区間とする場合)

区間 (イ) から (ロ) まで

変更前 (なし)

変更後 W=20.00 ~ 30.00m L=2.000km

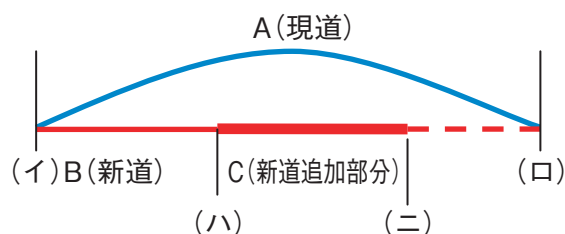
実際に変更のある部分を告示区間として表示する場合、新道側が新たに道路区域に入ることが明確になると思われます (起点・終点が現道と同じなので、経過地を表示する必要があります)。

(課題)

- ・ 起点・終点地番が現道と新道とで同一であり、新道の幅員・延長のみを記載したのでは、現道の区域変更と区別がつかない。
- ・ 区域「変更」の趣旨からすると、新道に対応する現道を表示する必要がありますが、対応する現道部がわからない。

→ 以上から、従来どおりの表示の方がわかりやすいものになると思われます。

(ケース2) 新道区間の一部を区域に追加する場合



例 (従来の告示)

区間 (イ) から (ロ) まで

変更前 A W= 8.00 ~ 10.00m L=2.500km

B W=20.00 ~ 25.00m L=0.800km

変更後 A W= 8.00 ~ 10.00m L=2.500km

B・C W=20.00 ~ 30.00m L=1.500km

例 (実際に変更のある部分を告示区間とする場合)

区間 (ハ) から (ニ) まで

変更前 なし

変更後 W=20.00 ~ 30.00m L=0.700km

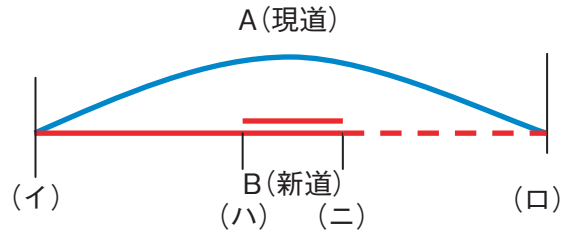
実際に変更のある部分を告示区間として表示する場合、告示で使用する地番を新道側の起点・終点とすることにより、新たに道路区域となる部分が明確になると思われます。

(課題)

- ・新道の延伸であることがわからない。
- ・区域「変更」の趣旨からすると、新道に対応する現道を表示する必要がありますが、対応する現道部がわからない。

→ 以上から、従来どおりの表示の方がわかりやすいものになると思われます。

(ケース3) 複線区間の現道部又は新道部の幅員変更



例 (従来の告示)

区間 (イ) から (ロ) まで

変更前 A W= 8.00 ~ 10.00m L=2.500km

B W=20.00 ~ 30.00m L=1.500km

変更後 A W= 8.00 ~ 10.00m L=2.500km

B W=20.00 ~ 30.00m L=1.500km

例 (実際に変更のある部分を告示区間とする場合)

区間 (ハ) から (ニ) まで

変更前 W=22.00 ~ 25.00m L=0.300km

変更後 W=22.00 ~ 28.00m L=0.300km

特に告示についてわかりにくいのもこのケース3の場合です。従来の告示の表示では、区間が同じで変更前・後の幅員及び延長も同じであり、どこが変更となったのかわかり難いと思われます。

実際に変更のある部分を告示区間として表示する場合、告示で使用する地番を区域変更区間とすることにより、変更箇所が明確になると考えられます。

(課題)

- ・当該箇所が複線区間であることがわからない。
- ・複線区間で、最大幅員または最小幅員の変更を伴う場合は、複線表示にしておかないと次の告示で、バイパス延伸を行った場合、最大・最小幅員がどこだったのかわからなくなるおそれが生じる。

実際に変更のある部分を告示区間として表示した場合にも、このケース3の場合の課題が解消されないという意見や、ケース1、ケース2の場合と表示方法に統一がとれないとの意見もあるかと思えます。しかし、告示文を見た人に如何にわかりやすく伝えるかということが大切で、ケース3の場合の告示の表示は工夫が必要と考えます。

告示関係資料作成を担当する人からも「従来の告示の表示ではわかりにくい」との声も聞きますが、官報を見た人から、区域変更の内容はわかりにくいとの苦情を耳にすることはありません。告示の方法に関

する判例も見当たりません。そのため、告示の表示は検討した方がいいとの思いは持っているが、敢えて、従来のルールを変える必要もないといったところなのかもしれません。

4. まとめ

今回のテーマとした複線区間の区域変更の告示の表示については、過去の会議の議題でも何度か登場しており、みなさんも問題意識は持たれていると思います。

では、どうするのがいいのかと具体的に検討し、その課題を含めて検討すると、決め手に欠け、敢えて従来のやり方を変えるには至っていません。

告示の表示の仕方について詳細までは全国統一では定められておらず、各道路管理者において適宜運用されていることと思われますので、これをきっかけに各道路管理者から情報をいただき、わかりやすい告示について引き続き検討していきたいと思っています。



整備が進む山陰道（一般国道9号東伯・中山道路）